

No.1804(平成30年9月18日発行) 担当:人材確保・育成グループ(TEL 076-263-1157)

IT化(ソフトウェア・ハードウェア導入)に、補助金を活用しましょう! ～「IT導入補助金」「消費税軽減税率対策補助金 A-3型」のご案内～

消費税率の引上げ・軽減税率の導入は、2019年10月1日に予定されています。
複数税率への対応や生産性向上(付加価値向上と業務効率化)に、補助金を活用しましょう!

★2つの補助金を組み合わせることも可能です!

→[軽減税率対象商品](#)(※1:裏面参照)を扱っている場合、2つの補助金を組み合わせることでソフトウェア・ハードウェアの両方を導入することも可能です。

★導入に関する相談、補助金の申請は、指定事業者がサポートします!

→ITベンダー(ソフトウェアやシステムなどを販売する事業者)などが各サービスの機能や運用方法に関する相談に応じるほか、補助金の申請も代理で行います。

★経営課題別・業種別にまとめられた様々な活用例をチェック!

→日本商工会議所の[「中小企業活力増強のためのITサービス・レシピ」](#)を活用し、自社の課題・業種に応じた有用なITサービス、ITツールを探しましょう!

⇒各補助金の対象経費などは、裏面にてご確認ください⇒

《「IT導入補助金」3次公募、受付開始!》 毎日の“作業”を効率よく行って、もっと“売上につながる活動”をしませんか?

前回(平成28年度補正)採択者は
労働生産性平均で約37%アップ、
売上平均で約25%アップを実現!

本年度(平成29年度補正)最後の
受付となる3次公募の申請期間は、
9月12日(水)～12月18日(火)。

2週間ごと、計7回の審査で、
補助金の交付が決定した(採択された)
方から速やかにITツール(※2:
裏面参照)の導入が可能となります。

3次公募	締切日	交付 決定日	事業 実施期間	事業実績 報告期間
第5回 締切	11月19日	11月30日	交付 決定日 以降	交付 決定日 以降
第6回 締切	12月4日	12月14日		
第7回 締切	12月18日	12月28日		
			2019年 1月31日	2019年 1月31日

↑
11/2 締切が延長されました!
*事業実施期間・実績報告期間に
変更はありません。

各補助金ホームページを確認し、自身に必要なツールを選定しましょう!

IT導入補助金

[同補助金ホームページ](#)では[事例紹介](#)のほか、
対象となるITツール(※2:裏面参照)の内、自身に
最適なツールを様々な方法で検索可能です。

- ◆業種特有の悩み事にどう対応したら…
⇒[業種別お悩み解決ITツール機能](#)
- ◆こんな機能のITツールを導入したい!
⇒[「ITツール選定ナビ」機能検索](#)
- ◆自身の課題に合ったITツールって?
⇒[「ITツール選定ナビ」診断検索](#)

消費税軽減税率対策補助金

[同補助金\(※4:裏面参照\)ホーム
ページ](#)では、全6種類の申請方式につ
いて説明があるほか、「A-3型」の対象
サービスなど(※6:裏面参照)や代理申
請協力店(※7:同)も検索可能です。

- ◆導入したいサービスがある!
⇒[型番検索](#)
- ◆サービス提供者から探したい!
⇒[代理申請協力店検索](#)

*お願い:対象となる経費や補助額、申請方法等は、補助金によって異なります。本通信は公募要領等に基づき作成しておりますが、詳細は必ず各ホームページや問合せ先にてご確認ください。

補助金名	IT導入補助金	消費税軽減税率対策補助金(※4) A-3型
目的と対象者	生産性を向上させるため、ITツール(※2)を導入する中小企業・小規模事業者など	軽減税率対象商品(※1)を販売するため、複数税率に対応したレジ機能サービスを導入する中小企業者・小規模事業者など
対象経費	<p style="text-align: center;">ソフトウェア</p> ITツール(※2)の導入・利用に関し必要となる、下記費用。 ① ソフトウェア、クラウドサービス利用料 ② 機能拡張などのオプション費用 ③ 保守・サポートや業務コンサル、導入研修、マニュアル作成などの役務費 *本補助金ホームページに公開されているITツール(※2)が対象。	<p style="text-align: center;">ハードウェア</p> タブレットや付属機器(※5)を組み合わせレジとして利用する場合の、下記費用。 ① タブレットやパソコン、スマートフォンなどの導入費用 ② 付属機器(※5)の導入費用 ③ 設置経費(商品マスタ設定費など) *本補助金ホームページに公開されている対象サービスなど(※6)が対象。
補助率	①②③いずれも1/2	①1/2、②2/3 (①②の合計が3万円未満の場合3/4) ③2/3
補助額	上限50万円、 下限15万円 11/2 締切が延長されました!	上限200万円(導入機器1つにつき20万円)
募集期間	3次公募(2018年9月12日~12月18日) * 表面もご参照ください。	募集中(申請:~2019年12月16日) * 導入・設置等:~2019年9月30日。
申請方法	<p style="text-align: center;">申請はITツール(※2)の導入前に行く。</p> 1) ホームページでITツール(※2)や「IT導入支援事業者(※3)」を確認し、サービスの特徴や運用方法を相談する 2) 「IT導入支援事業者(※3)」が、本補助金を代理申請する 3) 本補助金の交付決定後に導入する	<p style="text-align: center;">申請は対象サービスなど(※6)の導入後に行く。</p> 1) ホームページで対象サービス(※6)や「代理申請協力店(※7)」を確認し、レジシステム導入方法などを相談する 2) 本補助金の申請前に導入する 3) 「代理申請協力店(※7)」が本補助金を代理申請する(自身での申請も可)
問合せ先	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター TEL0570-000-429	軽減税率対策補助金事務局 コールセンター TEL0570-081-222

※1: **軽減税率対象商品**

飲食料品(お酒、外食サービスを除く)、週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)。

※2: **ITツール【IT導入補助金】**

予約受付や商圏・売れ筋分析、在庫・顧客・スタッフ管理などを行うソフトウェアやサービスなど。

※3: **IT導入支援事業者【IT導入補助金】**

ITツール(※2)の説明、導入、運用方法の相談などのサポートを行う事業者。本補助金の事務局に採択されており、申請書類などはツール導入者と共同で作成し、代理で申請を行う。

※4: **消費税軽減税率対策補助金**

本補助金は、A-3型を含め、レジの導入・改修を行うA型で4種類、受発注システムの改修・入替を行うB型で2種類ある。申請時期などがそれぞれ異なるため要注意(B-1型は導入前の申請)。

※5: **付属機器【消費税軽減税率対策補助金】**

レシートプリンタ、バーコードリーダー、クレジットカード決済端末、電子マネーリーダーなど。

※6: **対象サービスなど【消費税軽減税率対策補助金】**

アプリケーションなどの「対象サービス」や、タブレット・レシートプリンタなどの「対象機器」、上記「対象サービス」と「対象機器」を組み合わせた「対象パッケージ」がある。

※7: **代理申請協力店【消費税軽減税率対策補助金】**

対象サービスなど(※6)の購入者を対象に、本補助金の申請サポートなどを行う事業者。本補助金事務局に登録されており、代理申請は「代理申請協力店」のみ行うことができる。

* お願い: 対象となる経費や補助額、申請方法等は、補助金によって異なります。本通信は公募要領等に基づき作成しておりますが、詳細は必ず各ホームページや問合せ先にてご確認ください。